

近代都市の屎尿問題 : 都市-農村関係への一視点

遠城, 明雄

九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門 : 助教授 : 人文地理学

<https://doi.org/10.15017/3697>

出版情報 : 史淵. 141, pp.1-28, 2004-03-10. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :

近代都市の屎尿問題 —都市-農村関係への一視点—

遠城明雄

はじめに

- I 屎尿をめぐる都市-農村間の対立
 - II 屎尿処理をめぐる都市内部の動向
- おわりに

はじめに

本研究の目的は、1910年代から30年代にかけて発生した都市の屎尿処理をめぐる諸問題を検討することによって、当該期の都市と農村に基盤を置く諸社会集団間の関係の動態を明らかにすることにある。

人造肥料が本格的に普及する以前において、人屎尿は肥料として貴重な「有価物」であった。日本において人屎尿が肥料として利用されはじめたのは中世末頃といわれ、それは二毛作の普及や都市の成長が始まった時期であった⁽¹⁾。そして江戸時代には、都市の影響を受けた近郊農村において蔬菜栽培の発展や秣場の減少、農法の発達などによって、人屎尿の必要性がさらに高まってくることになる。一方都市社会の清掃衛生という面から、汲取は重要な役割を果たしていたが、都市住民から排泄される屎尿のすべてが肥料として近郊農村に搬出、処理されていたわけではなく、河川などにそのまま流される場合も多く、立ち小便も後を絶たなかった⁽²⁾。

さて、屎尿の「商品」としての価値が高まってくると、屎尿の価格や汲取場所などをめぐって競争が激しくなり、都市-農村あるいは農村内部で紛争が頻発

するようになった。江戸や大坂では大規模な下肥値下げ運動が発生しているが、農民たちは広域的な村落結合を基盤として、都市側に値下げを要求すると同時に、農民間の過剰競争を抑えるために自主的な統制組織を作り、汲取場所の決定や契約に関する主導権を町方から在方へと移動させるのに成功する場合もあった⁽³⁾。

明治維新时期にはこれまでの制度が廃止されて、町家は個別に農家と契約ができるようになり、これまで家主が持っていた屎尿の所有権も、地域によっては借家人へ移動する場合もあった⁽⁴⁾。但し、行政はコレラなど伝染病への対策として、本格的な下水処理に着手するまで「掃除人」を利用して屎尿処理を行っており⁽⁵⁾、これまでの汲取方法が部分的に維持されている。

以上のような変動を経ながらも、商品としての屎尿は都市の家主層にとって重要な収入源であり続けていた。1900（明治33）年に施行された「汚物処理法」において、屎尿は塵芥、汚泥、汚水と並んで汚物として規定され、それらの処理は原則として市が掃除義務者となったが、屎尿だけが例外として市の義務から外され各戸の任意処分とされたのは、こうした事情に因るのである。

しかし農繁期や伝染病の流行時には汲取が滞ることで、深刻な衛生問題が発生する場合も多かった。さらに1900年代から農地の宅地への転換、農業労働力の工業への流出、屎尿運搬距離の延長、農村青年層の農業労働、特に汲取労働に対する忌避など、「都市化」と「重工業化」の進展によって、従来の慣行のみでは屎尿を処理することができなくなった。つまり農民にとって屎尿はもはや有価物としての価値を失い、その処理をめぐる従来の慣行は維持しがたいものとなったのである。その結果、農村と都市の関係は逆転し、都市にとって「商品」であった屎尿は単なる危険な廃棄物となり、農民たちは屎尿汲取料を支払う立場から受取る立場になる。

第一次世界大戦後、すでに1912（明治45）年に市営化を開始していた名古屋市⁽⁶⁾以外の「六大都市」でも屎尿の有料化や市営化が始まり、東京でも関東大震災後に屎尿処理の市営化と有料化が進んでいる⁽⁷⁾。

しかし都市-農村間での立場の移行はすんなり進んだわけではなかった。交渉

の過程で農村側は屎尿汲取を中止し、都市を「屎尿攻め」と表現される事態に追い込むこともあり、都市側も仮設の共同処理施設を建設するなどして対抗している。一方で、都市-農村間是对立していたばかりではなく、局面によっては屎尿処理に基づく結合によって連携する場合もあった⁽⁸⁾。

また都市における市営事業化への移行は、財政上の問題に加えて業者からの反対もあって円滑には進行しなかった。屎尿処理をめぐる諸集団の対立と協同が、都市の政治・社会構造に大きな影響を及ぼす場合もあり、特に屎尿処理の市営事業化をめぐる地域団体（衛生組合長や区長、町総代）と市当局の対立、組合内部の紛争、処理業者間の競争や協力、処理会社の設立などの諸問題が、市政にとって厄介な問題として浮上してくることになるのである⁽⁹⁾。

このように屎尿問題は、近代日本の都市-農村関係の変容や都市の社会集団間の関係を考える上で無視し得ない問題である。言い換えると、この問題には、「都市化」に伴う「自然」の改編、衛生問題の発生、価値の転換、建造環境の生産など、都市-農村をめぐる錯綜した社会-空間過程が集約的に現れているのである⁽¹⁰⁾。但し「都市化」といっても、それが周辺農村に与える影響は一律ではなく、都市からの距離、都市の規模や「性質」などに応じて、その影響の質と量は当然異なってくる点が重要である⁽¹¹⁾。このうち都市からの距離という視点に関しては、すでに大正期から昭和前期の東京や京都をフィールドにして、屎尿処理圏との関連で都市近郊農業地帯のチューネン圏に模される地帯構成が明らかにされている⁽¹²⁾。しかし都市の質の相違に関する研究は現状ではあまり多くない⁽¹³⁾。

本稿では、福岡県下の諸都市を事例として、特に1910年代以降、屎尿処理をめぐる発生した都市-農村間と都市内部における対立を検討する⁽¹⁴⁾。福岡県の場合、都市部で重工業があまり発達せず、広大な農村地域が周辺に広がる地域で、従来の慣行が機能しなくなることで都市-農村間で問題の発生した場合（福岡市と久留米市）と、1900年代以降の急速な都市化によって都市-農村関係が大きく変容した場合（門司市と八幡市）があり、屎尿処理をめぐる問題の現出の仕方の相違は、こうした都市の特徴やその歴史的変容の段階を示している

第1表 県内主要都市の屎尿処分状況 (1925)

	営業別	区域	料金	処分方法
門司市	市 営 個人業者 農民	一部	7銭 (1人1月) 15~25銭 (1荷) 無料	売却 売却 自家肥料
若松市	個人業者 農民	一部	30銭 (1人1月) 20銭 (1荷)	無料交付 自家肥料
八幡市	個人業者 農民	市の1/6	25~35銭 不明	売却 自家肥料
福岡市	農民		糠米3升 (農民から) 無料	自家肥料
久留米市	農民		無料	自家肥料
大牟田市	農民		不明	不明
小倉市	農民		若干の代償	自家肥料

出典：藤原九十郎「都市の屎尿処分問題」「都市問題」第7巻(6)、1933年

と考えられる。

都市の公害問題や塵芥・屎尿処理問題に詳しく大阪市長の藤原九十郎が、大正末の全国主要都市の屎尿処理の状況(第1表)をまとめているが、それによると、福岡県下の諸都市では農民による汲取が多く、またこの時期はすでに福岡市を除いて汲取料が都市住民から農民に支払われるかあるいは無料となっている。一方で、門司市、若松市、八幡市では個人業者も多く、都市間での屎尿処理方法の相違が明瞭に現れているといえる。

I 屎尿をめぐる都市-農村間の対立

1 久留米市の場合

久留米市とその周辺農村では、二度にわたり屎尿をめぐる対立が発生している。

まず1902(明治35)年、三潞郡鳥飼村や三井郡国分村などの有志が関係町村を糾合して値下げ運動を行ったが、最終的には半額値下げという条件で都市住民側と妥協している(『福日』14・7・13、14)。紛争の詳細は不明であるが、交渉

の途中で農民側が汲取を拒否する動きをみせたのに対して、住民側は運動に加わっていなかった筑後川下流地域の農民に無料汲取を交渉するという事態になった。しかし特に近郊農村地帯の農民から、汲取の拒否は夏の蔬菜栽培に支障をきたすという声が挙がり、最終的には農民側が折れたとされている⁽¹⁵⁾。この地域は早くから久留米市の都市化の影響を受けており、農業構造も大きく変化しつつあった。専業農家率（1905年）をみると、三井郡の国分村24.8%、御井町22.7%、三潞郡鳥飼村23.7%で都市化が進んでおり、生産も畑作が多く久留米市への蔬菜供給地帯となっている⁽¹⁶⁾。さらに国分村は、1907（明治40）年の第十八師団の設置によって農地の多くが軍隊の敷地に転換された。土地条件に加えて、都市からの距離や道路網の整備などによって、農業形態、汲取の労力や時間などは異なっており、それが農民側の対応の相違にも現れたと考えられる。その後、日露戦後から第一次世界大戦の景気変動と社会変化によって、尿尿問題は新たな段階を迎えることになる。

それが表面化したのが、1914（大正3）年6月末に筑後肥前の4郡22町村の農家が連合して開始した尿尿料値下げ運動である。7月5日、国分村にあった三井倶楽部に、三井郡と三潞郡の町村の代表者50名余が集まって協議し、久留米市からほぼ12キロメートル圏内に位置する国分村、合川村、高良内村、上津荒木村、荒木村、山川村、宮ノ陣村、節原村、御井町（以上、三井郡）、鳥飼村、荒木村、安武村、大善寺村、犬塚村、西牟田村、三潞村（以上、三潞郡）、下広川村、中広川村、水田村、羽犬塚村（以上、八女郡）、北茂安村、旭村（以上、佐賀県三養基郡）の町村長や関係者らによって肥料団体を組織し、尿尿料値下げ運動を行うことを決定した⁽¹⁷⁾。なお合川村泉地区は当初から同盟に加入していないと報道されているが、その理由は不明である。

都市側に尿尿料値下げを要求する理由として、軍隊や学校など公的機関の尿尿が入札制度となったため、農家側が値上げ競争を余儀なくされていること、大規模な耕地整理の進捗によって畑地から田地への転換が進んだこと、安価な人造肥料の発達、汲取労働の忌避の高まり、などが挙げられている（『福日』14・7・13、14）。特に農家青年層の汲取労働の忌避は、この当時全国で顕著になった

現象であった。また耕地整理事業に関して、三瀨郡は「全国に稀なる大事業」と言われており、1909(明治42)年に筑後川からの給水によって8,000町歩の整理が始められ、その後、大善寺村耕地整理地区(1913年8月4日起工)、安武村耕地整理地区(1913年12月1日起工)、三瀨村(1914年1月8日起工)などで次々と事業が進められていた⁽¹⁸⁾。

さて7月15日、久留米市通東町の東館(塩湯)に、21町村の町村長とその代理および有志の100名余が集合した。運動の中心人物であった古賀大(節原村村長)が同盟会の結成と運動の趣旨を説明し、参加者に賛同を得て、次のような取り決めをまとめた。

- 1 同盟会は「四郡肥料団体」と称し、事務所を三井倶楽部に置くこと。
- 1 団体経費として、団体員毎戸年額10銭迄を負担すること。但し久留米市を基点として遠近に随い負担率を区別することとなし、其決定は理事に一任すること。
- 1 団体員は飽くまで強硬なる団結をなし、協同の利益を図るを目的とするが故に、値下運動に乗り徳義を破りて他の得意先を奪うが如きは断じて為さざること。もし得意先変更の必要ある場合は、団体役員合議の上適當の解決をなすこと。
- 1 団体設立期間を10ヶ年とし、事情によりては之を伸縮することあるべきこと。
- 1 団体に団長、副団長各1名及び毎町村に理事1名宛を置き、尚毎町村に区長、小組長若干名宛を設けること。
- 1 団体長以下理事の日当旅費は団体の支払いとし、その他は当該町村内の支弁たること。
- 1 値下交渉は正副団体長及び理事に一任すること。

(『福日』、『九日』14・7・16)

肥料団体は、理事の下に各区1名の委員、さらにその下に小組長を設けて運

動を組織し、団員数は当初2,000名余を数えた。団長には古賀大、副団長には緒佐島寅太（鳥飼村）がそれぞれ満場一致で選出され、理事には三井郡から水戸米吉（国分村）、重富茂生（合川村）、安納善太郎（高良内村）、廚定次郎（上津荒木村）、石橋和太郎（荒木村）、緒方重雄（宮ノ陣村）、渡辺団吉（御井町）、三瀨郡から木村良吉（安武村）、川原彦作（大善寺村）、田中実穂（犬塚村）、永田八次（西牟田村）、原武格次（三瀨村）、八女郡から野田茂次郎（下広川村）、佐藤光蔵（羽犬塚村）が選ばれている（『福日』14・7・20）。このうち古賀は大日本私立衛生会の講習会に自費で参加して以後、地域に衛生思想を普及させるために尽力したといわれ、また緒佐島は農事改良団の指導者として特に施肥改良を熱心に行った人物であった。廚と田中は村長、重富は郡会議員（のちに村長）、原武と川原は耕地整理役員であり、各町村を指導する立場にあった人物が運動の中心的な担い手になっていたと考えられる⁽¹⁹⁾。

肥料団体の決定事項をみると、屎尿が各農家とその得意先との個別契約に基づいた権利であったことから、屎尿をめぐる農民間の競争を抑制し、農民全体の団結と協力関係をいかに維持するかに腐心していたことがうかがわれる。負担率が都市への依存度によって異なっていることもそのためであろう。また設置期間が10年とされていることから、当初はかなり長期間に及ぶ活動が構想されていたと思われる。

7月19日に開催された理事会において、理事のなかから市との交渉委員9名が選ばれ、市当局と区長及び各得意先に対して屎一荷10銭、尿一荷5銭の値下げ交渉に着手することが決定された。この際に、交渉の手法はあくまでも話し合いによる穏当な策を取るが、已むを得ざる場合には実力行使として汲取拒否に訴えることが確認されている（『福日』14・7・20）。当時の屎尿料は、平均で屎一荷24銭、尿一荷14銭で、その他に野菜などの現物が支払われており、合計すると屎一荷30銭、尿一荷15銭位ほどであった。したがって約7割の値下げが要求されたことになる。

交渉委員は22日、若林卓爾久留米市長を訪問して、7月中に問題を解決できるように尽力を要請した。これに対して市長は区長会を開催すると同時に、区

長を通して各戸に通達し協議する旨を回答している。団体側は、7月中に問題が解決しなかった場合に汲取中止を申し合わせているが、それと合わせて団体加入者のなかで申し合わせを破り汲取をした違反者には、1円の違約金を課すことに決めている（『九日』14・7・21）。すでに見たように、農民内部の団結を強制的に維持しなければならない状況があったのである。

区長側も尿尿が家主や地主の権利であり、その重要な収入源であったことから、意見の集約にかなりの時間を要しており、回答期限を8月10日まで延期することを団体に要請している。その後、8月中の区長側と団体側の動向については不明であるが、結局両者の交渉は不調に終わり、団体側が汲取中止を決定する事態となった。このため8月末に区長や衛生組合役員らによる協議会が開催され、対応策が検討されている。その結果、短期間での問題解決は不可能であるとの見通しから、市内を櫛原町、京町、日吉町、南薫町、芋扱川町を中心とした五地区に区分して各地区が共同で一時的な尿尿貯蔵所を設置し、その尿尿を肥料団体に加盟していない農家に販売するという強硬な対抗策が決定された。費用は当面の間、衛生組合費と市費補助によるものとされており（『福日』14・9・2）、市によって任命されていた区長とともに、地域住民組織である衛生組合が活動の中心を担うようになっている。衛生組合は1898（明治31）年8月に組織され、伝染病の防止や生活状態の日常的な監督など、地域で「衛生」の枠を越えた活動を展開しており⁽²⁰⁾、その主な担い手が尿尿から利益を得ている家主層であったことから、この問題でも都市住民側の中心組織となったと考えられる。住民側の強硬な態度の背景には、同盟に加入していなかった合川村泉地区をはじめとして、同盟に未加入の農民に無料で汲取を依頼することによって、事態を乗り切れるとの読みがあったと思われる。一方で団体側も、久留米市での商品の不買運動計画を進めるために購買組合の設置を急いでいると報道されており（『福日』14・8・31）、両者の対立は抜き差しならない状況を迎えつつあった。

なお都市住民とともに影響を被ることが予想された第十八師団の経理部長は、軍隊にとっては衛生問題が最も重要であって、汲取が円滑に実施されれば

無料で払い下げても構わないという見解を示しており、双方の対立とは一線を画す立場を取っていたようである。また当時は第一次世界大戦の青島出兵の時期と重なっており、召集兵も急増していたことから、農民側にとっても師団と値下げ交渉をしにくい状況にあったと考えられる。

さて都市住民と農民の対立が激しさを増すなかで、住民から農民に無料汲取を依頼する者が出始める一方で、団体側にも密かに汲取を行う「裏切り者」がいると報じられており、住民と農民の内部結束は必ずしも強固なものとはいえなかった。例えば、安武村のある農民が肥料の欠乏を理由に区長に汲取の許可を求めたのに対して、区長から住民側が折れるまで我慢するように一度は説得された。しかし問題が一向に解決しないことから、無断で市内に汲取に出かけたところ、その現場を他の農民たちから発見され、嫌がらせのために37円という法外な違約金を要求されるという事件も発生している。また古賀のお膝元の節原村でも、農民たちが密かに市内の企業と汲取交渉を行っているとの報道もあり、肥料の枯渇とともに農民側の結束の綻びも表面化してきた(『九日』14・9・11)。おそらくこうした動きに走ったのは、汲取中止によって大きな不利益をこうむる小作農層が多かったのではないかと推測される。

対立が長引くなか、団体内部も強硬派と穏健派に分かれつつあった。しかし団体は協議の末、4郡のうち団体に加盟していなかった町村の農民を加入させるための運動に着手し、あくまでも強気の姿勢を貫くことに決定している。9月19日には三井、三瀧、八女、三養基各郡の町村長を集めて再度協力を要請した。その席上で古賀は団体に加盟してない合川村泉地区を名指して激しく批判した上で、肥料団体に加入していない町村長に対して、「1 肥料団体以外の町村より今後久留米市の糞尿汲取を為すには、予め肥料団体に加入せられたき事、1 肥料団体以外の町村は将来団体に対し充分の後援を与えられたき事」(『福日』14・9・21)を要望している。但しこの会合に実際に参加した町村長の数は全体の半分にも満たなかったようで、未加入の町村は市と団体の間にある有利な立場を保持するためもあってか、明瞭な態度表明を示すことはなかったようである⁽²¹⁾。

また古賀などの強硬派を別にして、団体内部からも農民の窮状を考慮して仲裁を求める声が日増しに高まってきた（『九日』14・9・20）。そのため団体と市との仲裁役となっていた井上岩五郎（国分村）は仲裁条件として、仲裁者への一任、現在の値下げ案を取り下げて新規に価格交渉を行うこと、一荷から1人に価格の単位を変更すること、全市で価格を統一すること、などを提案した（『九日』14・9・21）。都市住民側はこの条件を受け入れたが、団体側は条件を拒絶したため交渉は再度決裂することになる。事態を憂慮した三井郡役所課長が郡長代理として古賀と面会し、三井、三瀧、八女、久留米の各警察署長による仲裁の意向を伝えたが、それも進展しなかった。このため住民側では尿尿委員が汲取を無料で依頼する住民の監視を始め、一方団体側では宮ノ陣村の農民が市の尿尿貯水槽の設置を妨害したとして久留米署に取り調べを受けるといった事態も発生しており、両者の対立はさらに混迷の度を深めている（『九日』14・9・24）。

ところが10月6日に古賀が、民家に滞在した召集兵士の宿泊費を節原村助役が横領したとされる事件の共犯嫌疑で拘束されるという事件が発生した。最強硬派といえる古賀がいなくなったことから、団体の運動も一挙に頓挫を余儀なくされ（『九日』14・10・8）、住民と農民の両者から和解の声が高まった。その結果、12月2日に久留米警察署長の仲裁によって、尿一荷糯米一升六合、尿一荷五合の料金でこれまで通り汲取という内容で両者が覚え書きを交わし、5ヶ月余に及んだ対立は漸く解決することになったのである（『九日』14・12・3）。

2 福岡市の場合

福岡市の場合も大きく二度の尿尿料値下げ運動が発生している。

まず1892（明治25）年1月、粕屋、早良、筑紫、糸島などの農民が肥料組合を結成し、汲取料の2割3分引を目的として値下げ運動を起こした。これに対して福岡・博多側も有志者が博多共立肥料会社を設立するなどして対抗し、農村側が商品の不買運動に出るなど激しく対立したが、山中千年福岡市長の調停によって和解している⁽²²⁾。

その後、1921（大正10）年3月に再度、尿尿料値下げ運動が発生した。この

運動を組織した中心人物は、当時粕屋郡農会園芸技術員であった高崎正戸⁽²³⁾である。高崎は1918（大正7）年12月15日付『九日』紙上で、各市に設置されつつあった公設小売市場とともに、尿尿処理の市営化が今後都市問題となることを指摘しており、その理由として「都市化」による農地減少、人造肥料の増加、労賃の高騰などを挙げている。農業、特に都市近郊農業をめぐる社会、経済、技術の諸条件の変化に対して、園芸農業を改善することが彼の目的のひとつであり、そのために組合の結成を進めたのであった。なお高崎はこの運動期間中に新聞社を積極的に訪問しそれを利用していたようで、メディアを通して市民と農民の両者に農村の状況と運動の意図が広く伝わるように努めていたことがうかがわれる⁽²⁴⁾。

すでに1月26日付『福日』の「都市と糞尿問題」と題された記事のなかで、福岡市に対する汲取料値下げ運動の発生の噂があると報じられていたが、2ヶ月後の3月26日、粕屋郡箱崎町公会堂において福岡市周辺の粕屋、筑紫、早良、糸島四郡の町村の「農事熱心人糞尿利用者」⁽²⁵⁾が集まって福岡市都市農事改良組合（以下、組合と略す）が結成された。警察官が立ち会うという物々しい雰囲気の中で430名余が集まり、まず筑紫郡9名、糟屋郡5名、早良郡5名、福岡市9名の委員が選出され、午後からは尿尿の値下要求率などが議論されている。当時、福岡市に隣接し一大蔬菜地帯となっていた箱崎町では、農家260戸で汲取料として1年間に米1,400俵余を支払っており、組合に参加した農家全体では金額にすると40万円余に達していたとされる。値下げ額について農民の間では、半額、7割、無料といった具合に意見が割れたため、最終的な決定は後日に延ばされ（『九日』21・3・26、27）、結局7割の値下げを要求することになった。意見の割れた背景のひとつには、箱崎町など市の周辺農村が主に尿を、遠方の農村が尿を汲取っているというように、都市からの距離によって汲取の内容、代金、労賃が異なっていたことがあり、要求を一律化することは農民側にとって難しい問題であった。なお糸島郡は組合の分担金を支払っておらず、郡農会としてはこの運動に参加していなかったと考えられる。

4月中旬に組合が発表した「人糞尿問題に関する声明」⁽²⁶⁾のなかで、組合側は

屎尿の肥料としての価値が減少した原因として、福岡市や粕屋、早良両郡の炭坑地域の発展に伴う農業労働力の不足、農民の考え方の転換、特に汲取や農業に対する忌避の観念の増大、他の地域との比較で屎尿代が高いこと、人造肥料の影響、都市の膨脹、農繁期は繁忙でかつ屎尿の必要性が低下するのに対して、都市ではこの時期に衛生問題が最も深刻化すること、など当時の一般的な農村の状況を挙げているが、それに加えて、汲取料は家主の問題でありその負担増は借家人に何ら影響を及ぼさないこと、屎尿問題は米価問題と無関係であること、市営処理の実施は困難であることなど、都市固有の問題にも言及している点に、この運動の戦略的な特徴が現れているといえる。なお声明中の「本年梅雨期ヨリ夏季衛生期ニ於ケル糞尿堆積ニ関ス杞憂」という項に、「……從テ都市糞尿堆積充滿ノ虞ナシトセズ……」という文言があったため、一部の農民から都市住民側に一種の「脅し」ととられ、穏便な解決の妨げになるのではないかという声も漏れており、農民のなかにも強硬派と穏便派で運動への温度差があったと思われる。

声明の内容は住民側、殊に借家人に運動への理解を呼びかけるものであったといえるが、借家人がこの問題にどのように関与したのかは不明である。但し組合と町総代との交渉の席上で、値下げ拒否は家主保護に過ぎず、借家居住の市民に何の損害も及ぼさないという内容の組合宛のハガキが話題に上っており（『九日』21・5・29）、借家人のなかには農民たちの運動に共感や賛同を寄せる者もいたと考えられる。しかしこの問題が家主と借家人の間で家賃等をめぐる対立に発展することはなかった模様である。

さらに組合は、「福岡市有志家諸賢へ卑辞ヲ述ベテ御援助ヲ望フ」という文章を住民に配付した⁽²⁷⁾。そのなかで都市への蔬菜の安定供給を図ることが近郊農家の使命であり、そのために塵芥と屎尿の利用方法を改善して園芸農業を振興することが農事組合の目的であるとして、特に市の有力者に理解を求めている。以上のように、組合は屎尿問題をあくまでも都市化に伴う「都市問題」として位置づけることによって、都市住民側の理解を求めようとしていたのである。

4月11日、福岡県物産陳列所において組合の第1回委員会が開催された。国

崎重多（粕屋郡）が委員長に選ばれた後、高崎など組合員11名が福岡県産業部と県農会および福岡市役所を訪問して陳情を行った。市役所では久世庸夫市長と市参事会議員に事情を説明し、市会などへの対応について協力を要請している。この席で農事組合は7割値下げについて市当局側の了解を求めたのに対して、市当局は、屎尿汲取はあくまでも個人契約であり、市として組合に対応すべき性質の問題ではないという立場を維持するほかなかった。また久世市長が5割程度の値下げにとどめるのが望ましいという私見を述べたのに対して、組合側は譲歩できないとの態度を貫いている。

18日の市会において、市長は議員に対して11日の陳情内容の報告を行い、今後の対応策が議論された。多くの議員から、汲取は農民と家主や地主との個人契約であるため、市の介入できない問題であるという意見などが出された後、市長は5月10日に町総代会を開催し、町総代や衛生組合長の意見を聴取して対応を決定することにした。10日の町総代会には200名余が集まり意見が交わされたが、結論を集約するまでには至らず、17日に博多部13名と福岡部12名の代表委員による協議会を開催して態度を決定することになった（『九日』21・5・11）。

一方、組合側は5月5日に第2回委員会を箱崎公会堂で開催し、各町村から合計30名余が集まって結束を固めている。この席で高崎本人はあくまでも「平和主義」に則った交渉、解決を強調しているが、出席者のなかには「汲取らず同盟は不穩当である。我々はそんな事はせぬ。せぬが然し先方の出様次第では最後の日（汲取中止…引用者）が来るかも知れぬ」という過激な意見を述べる者もあり（『九日』21・5・6）、高崎の姿勢と一部の農民の考えにはずれが生じていたと考えられる。

5月20日、福岡市記念館で組合側と町総代側の最初の交渉が行われた。そこで町総代側委員のひとりであった鮎川喜助（博多部大浜町総代）は、「農村からの要求は至極御尤で、我々はこれに対して切に同情するのであるが、この種の事は何分にも我々の口で半分にするとか、三分一に決すとか断言する訳には行かぬ。汲み取る人と汲み取られる人と当事者各個の交渉に依って解決してもらいたい」（『九日』21・5・21）と発言して、屎尿はあくまでも各家の問題であり町

総代としてまとまった見解を提示することはできないので、農事組合も団体としての交渉を中止し、個人と個人の交渉に切り替えるように要望した。これに対して組合は、まさに従来の個人間の「情誼的關係」に縛られないために団体を結成し運動しているのであり、また7割値下げはけっして法外な要求ではないとして、町総代側に要望の受け入れを迫った。しかし町総代側はあくまでも個人間の交渉を主張し、町総代個人としての意見を聞こうとする組合の要求も拒否している。結局、両者の議論は平行線を辿り、町総代は一般の町総代と再度協議の上で30日に町総代としての意見を回答すると約束することで交渉を終了した。町総代側の対応に組合側は態度を硬化させ、代表者のひとは汲取拒否の準備を匂わせる発言をしている（『福日』、『九日』21・5・21）。実際に22日には特に汲取料の高い屎尿について、7月1日からの汲取中止を通知し、両者の緊張は高まっている。

こうした状況のなかで双方の話し合いが28日に再度行われた。町総代側は住民の意見を集約し5割値下げを提案したが、組合側はこれに対して即答を避け（『九日』21・5・29）、6月15日、福岡県物産陳列館で両者は三度目の協議を行った。事前の新聞報道では交渉の破綻も予想されていたが、組合側は円満な解決を求めて6割値下げを提案した。町総代側は市長も交えてこの提案を相談した結果、最終的に6割値下げで両者が譲歩することになった。なお福岡西部（簗子町以西）の諸町はこの同意に加わっておらず、関係農家と個別に交渉を継続することになっており（『九日』21・6・16）、屎尿をめぐる意見集約の難しさは最後まで問題の統一的解決の妨げとなったといえる。

組合は福岡市との交渉を終了した後、福岡市以外の町村長及び早良郡と粕屋郡の炭坑長宛に、近日中に値下げを依頼する旨を記した書簡を送っている。福岡県農会（1922）の調査⁽²⁸⁾によれば、粕屋郡の場合に工場や炭坑から比較的安価で屎尿を受け取ることのできる地域では、麦やあぶらなどが増収し、また早良郡でも肥料代が安価で済み農村経済に好影響を与えていると報告されており、炭坑や工場からの屎尿は町家のそれと並んで大きな資源であったといえる。これらの地域における運動の具体的展開や、工場及び炭坑の屎尿と町家のそれ

との割合の地域差などについては不明であるが、組合は、社会的に影響の大きい福岡市との交渉を優先しその決定を踏まえて、炭坑及び周辺町村との交渉を有利に進めようと考えていたのではないだろうか。

その後、さらに都市化が進むなかで、屎尿料をめぐる福岡市と周辺農村の関係は次第に変化している。例えば、1923（大正12）年3月にも組合から値下げ運動の動きが見られた。3月26日に箱崎町で開催された定期総会の席上で、汲取の無料化の要求を行うかどうかが議論されているが、急進派と穏健派で意見が二分したため、秋季大会まで結論を見合わせている（『九日』23・3・27）。さらに1926年5月に、組合主催の早良粕屋筑紫三郡連合糞尿汲取競争防止協議会が開催され、「夏期、梅雨期、伝染病発生期の町家屎尿は一荷30銭以上の掃除代を貰わざれば汲取らざること、町村会議員ないし国会議員は5年以上農業に従い、糞尿汲取に経験あるものに有らざれば絶対選挙せざる事」（『福日』26・5・15）などが決議されている。これらの農民の動きは、無料化の要求に加えて、汲取の困難な季節や場合という限定付きであるかもしれないが、町側が汲取料を支払うことを要求しており、この時期に屎尿をめぐる価値の逆転が起こりつつあったと推測される。一方でコレラ流行時には、市民側からの要請によって組合が積極的な汲取の実施を農家に働きかけており、組合は市民側と農民側の交渉の窓口として機能するようになっていく。また1924年に日本農民組合福岡県連合会が成立しており、組合は屎尿料をめぐる運動を継続すると同時に、その活動を議員選挙にも拡大している点が注目される⁽²⁹⁾。

3 小結

本節では、農民による屎尿料値下げ運動の動向を論じてきた。特に農民側が農村を取り巻く社会・経済関係や空間関係の変化によって個別の交渉ではなく、集合的な運動を意識的に組織して問題の根本的解決を目指したこと、一方で都市住民側では直接の利害者であった衛生組合長や町総代など地域有力者の組織が交渉の担い手となっており、市当局は既得の権利に対して介入しない立場を取っていること、などが明らかになった。しかしこの問題をめぐって地主や家

主と借家人、地主と小作人という都市-農村での社会集団間の関係とその変化に関してはまだ不明な点が多い。

以上のような都市-農村関係の根本的变化から、市当局や市民側にも屎尿処理問題の積極的な解決を模索する機運が高まってくることになるのである。

II 屎尿処理をめぐる都市内部の動向

北九州地方の新興工業都市では、相対的に狭い空間のなかに市街地が拡大し「連担化」することで、農家と農地の減少は著しかった。このため蔬菜の供給を遠隔地に依存する市もあって、「余っているのは屎尿ばかり」という嘆きが聞かれる状態が続いており、屎尿問題は長年にわたり市政の懸案事項のひとつであった。

1 門司市の場合

西日本地方を代表する港湾を有していた門司市では、毎年のように発生する伝染病によって大きな被害をこうむっており、市内の共同便所から溢れ出た屎尿はその脅威を象徴する光景であった。また地形的制約から周辺に広い農村地帯がなかったこともあって、屎尿処理は早い時期から「都市問題」として認識されることになるのである。例えば、1909（明治42）年5月21日付『門新』には、「本市の糞尿問題」と題された市当局者の談話が掲載されている。そのなかで衛生上の問題に加えて、他市では「商品」となっている屎尿が、門司市では有料で汲取られているという経済損失の現状を踏まえて、家主から同意を取り付けて市営として処分することで、屎尿を市の財源とする可能性を検討してもよいのではないかという見解が示されている。

当時の屎尿処理の状況を見ると、山口県彦島村の農民の場合のように、午前中に野菜などの行商にやって来てその帰りに屎尿汲取を行う周辺地域の農民のほかに、門司肥料株式会社、門司新盛肥料会社、共栄肥料会社、肥料販売合資会社などが屎尿の汲取および搬出を行っていた（『関門日日新聞』12・6・9）。しかし汲取業者たちは搬出場所や価格などをめぐって対立を繰り返し、また農民に

よる汲取も季節によって変動するため、屎尿処理をめぐる状況は不安定な状態が続いていた。具体的な問題としては、山手地区で汲取料が高いなど市内で汲取料に大きな格差があること、汲取業者が市民から法外な汲取料を徴収し、農民にそれを高く売り払うことで暴利を貪っていると市民が認識していること、農繁期や伝染病流行時に汲取が停滞したり中止されること、などが挙げられる。

1920（大正9）年の初夏にコレラが流行した際、汲取が中断し市も応急的な対策を講じたが屎尿が下水から溢れ出た。殊に汲取料が一荷40銭に値上がったことから、支払いの不可能な地区の共同便所は悲惨な状態となった。この状況は、衛生問題に「鈍感」であるとして特定地区への差別意識を助長することにもなったが、一地区にとどまらず市内全体の衛生状態を危険に陥れるものとして認識され、問題の根本的な解決への動きを生じさせることになる。

問題の解決を目指して、同年9月に田上敏雄と林平吉（いずれも市議）、井口良三郎（元門司商工会議所議員、元市議、衛生連合組合長などを歴任）、矢野壽一郎と磯部平右衛門（いずれも後に市議）⁽³⁰⁾ら市の有力者40名が発起人となって「門司肥料株式会社」（以下、門司肥料と略す）が設立され、社長には磯部が就任した⁽³¹⁾。会社資金は、4,000株のうち2,700株を発起人が引き受け、残りを衛生組長や有志者から募っている。肥料会社の構想は数年前に一度挫折していたが、多額の汲取料と汲取の遅滞という現状のなかで復活したもので、汲取料を現在よりも安価にするという目的を実現するための半官半民の性質をもった会社であったと考えられる（『九日』20・9・21、『門新』20・9・22）。

しかし肥料価格の低落などから門司肥料は直ちに経営難に直面した。このため汲取料の値上げを市に求めたが、市民からは事業が有名無実化していると抗議の声が挙がり、市民大会の開催も噂されるほどであった。こうした状況のなかで市当局はようやく翌年になって衛生委員会を設置し、六大都市などの視察に出かけ、応急的な対策と同時に抜本的な解決の検討に着手することになる。

衛生委員会は門司肥料の再度の汲取料値上げの要請に対して、金儲主義であると批判しており（『九日』21・8・21）、8月29日の市会で「糞尿応急汲取規定」が可決されている。その目的は、既存の汲取会社の営業を妨げない範囲で応急

的な汲取を実施し、できるかぎり汲取料を牽制しようとするものであった。こうした市の方針に対して、門司肥料が解散をほのめかしたため、市域全体での屎尿処理が果たしてうまく継続されるか否かが問題となった（『九日』21・8・30、31）。ちなみに当時の門司市1日の排泄量は1,000荷（一荷は三斗五升ないし四斗）で、汲取能力は、門司肥料と複数の個人経営会社がそれぞれ200～250荷、東郷村と松ヶ江村が200荷、山口県が200荷、市内丸山地区などが50荷であるとされていた（『門新』21・6・13）。市当局は、市会議員など地域有力者が名を連ねていたのに加えてこうした処理状況からも、門司肥料の意向を無視できない事情があったといえる。

その後、市と門司肥料は交渉を重ね、門司肥料は市による赤字補填などの条件を提示したのに対して、衛生委員会は門司肥料が当時営業していた市内6名の個人業者を買収し、その後に市当局と門司肥料が市内汲取の協定を結ぶという条件を提示して、両者の意見は一致した（『九朝』21・11・25、『福日』22・3・2）。市側は当初、門司肥料の市営化も考慮したが財政上の理由からそれを断念し、門司肥料に汲取事業を独占させる代わりに市長が汲取価格を設定できるようにして、いわば間接的に市営化を実施しようとしたのである。しかし門司肥料の買収希望額と個人業者たちが門司肥料に対して提示した「暖簾代」の金額、約27,000円にはかなりの開きがあり、高岡直吉市長や警察署長らが調停を試みたが交渉は難航した。これ以後の市、門司肥料、その他業者の動向について詳細は不明であるが、門司肥料は赤字を重ねて休業状態となり、1923（大正12）年10月に解散していることから（『九朝』23・10・14）、市の構想は挫折したと考えられる。

このため1923年から、汲取が停滞しがちな地区に絞って市営による応急の汲取が検討され始めている。磯部らの衛生計画委員が岡山、神戸、大阪、名古屋を視察した後（『福日』23・1・29）、5月1日から市営で1日500荷の汲取を実施するという提案が市会に提出され承認された。だが、6月には屎尿タンクの設置と搬出場に予定されていた旧門司区六町の住民400戸が設置に絶対反対を訴えて、吉川孝一市長に陳情を行い（『門新』23・6・5）、7月になると屎尿回収用の

車の車庫の設置に対して平安町から絶対反対の声が挙がるなど（『門新』23・7・19）、基本設備の準備に手間取り、実施は大幅に遅れている。

さらに生計を脅かされる個人業者の反対運動もその激しさを増した。営業者たちは、不況の続くなかで農民たちが再び人肥を利用し始めたことで汲取競争の激化に直面しており、市営化は死活問題であった。このため16名の業者たちは共同して汲取方法を改善するなど競争に備えている（『門新』23・8・31）。また市側も処理能力が1日の排泄量の半分の500荷に過ぎず、残りの半分は従来通り業者と農民に依拠せざるを得なかったことから、業者の意向を無視することはできなかった。

ようやく設備が完成した1924（大正13）年5月末から、市は応急の汲取の希望者を募集した。料金は業者が1ヶ月1戸20銭であったのに対して、市営の場合に1人7銭であり、必ずしも安価とはいえず、また汲取が停滞していなかったこともあってしばらくは開店休業の状態であったという。市には汲取請求者全員の汲取を行うだけの能力がいまだなく、本格的な市営化を実施した場合に大幅な赤字が出ることからそれを見合わせている（『福日』24・12・17）。これ以後も業者からの反対が続き、汲取の市営化は実現されないままであった。したがって、この時期の事業市営化は、あくまでも応急的かつ部分的な段階にとどまっておき、大部分は業者および農民による汲取に依拠せざるを得ない状態が続いていたといえよう。

さて、1930（昭和5）年5月に「汚物処理法」並びに「同法施行規則」が改正され、これまでとは反対に市営処分が原則とされ、各戸での処分は例外と規定された。しかし施行された昭和6年4月1日の段階で、多くの市では市営で処分ができなかったために例外規定を適用し、知事の認可を受けて市営化を延期している。門司市の場合、当時は市内農家との直接契約のほか、門司糞尿汲取合資会社、門司屎尿汲取組合、朝日肥料衛生部、大里衛生社が市から補助金の交付を受けて屎尿を処理していた。

1934（昭和9）年頃から市は汲取の市営化を試みているが、財源問題などで躓いている。その後、市衛生委員が大阪、神戸、京都を視察するなどして市営

化の準備を進め、ようやく1936年10月から本格的な市営事業が開始されることになった。市衛生委員会による計画では、門司市を東西に二分して10月から広石町以東で、翌年4月から以西で、段階的に市営化を実施し、実施までの期間は市の監督下に門司糞尿汲取合資会社に全市一律で一荷15銭以下で汲取らせることになっている。

ところが市営事業の開始を目前にした9月15日に、現行の一荷10銭が市営後15銭に値上げされることや桶の大きさが小さくなることなどを理由にして、大阪町総代など一部の町総代と衛生組長が「屎尿汲取料金値上反対既成同盟会」

(事務所は大阪街6丁目衛生組長の貴志恭介宅)を組織して、値上げの根拠の説明を求めるビラを市中に配布している(『門新』36・9・18、21)。例えば、門司鉄道管理局の場合に、従来まで年間23万円の契約で処理されていたものが、市営化以降、70万円余に跳ね上がると報道されており(『門新』36・9・13)、市民の大幅な負担増が予想された。一部の衛生組長らによる反対運動に対して、市営化を要求してきた門司市衛生組合連合会は評議員会を開催し、市から屎尿汲取の実施内容などについて説明を受け、市営汲取の断固実施と来年度予算での料金の見直しといった内容の決議文を後藤多喜蔵市長に手渡している(『門新』36・9・25)。衛生組合の内部で意見の対立が鮮明になっているが、その背景が地域的な理由に因るのか、それとも組合内部の路線対立あるいは幹部と一般職の反目因るものなのかについては不明である。

反対運動の発生にもかかわらず、10月1日から市営汲取は予定通り開始された。方式は、市民が市より委託された衛生組長から「汲取券」(1枚15銭)を購入し、汲取人にそれを渡して汲取ってもらうというものであった。しかし衛生組長が手数料をもらうことに対する疑念や、従来までは個人間の信頼関係に基づいていたが、汲取人が不特定多数を相手にすることで仕事が雑になる可能性があることなど、いくつかの問題が懸念されている。

その後も同盟会および一部の町総代や衛生組長らは、汲取料値下げを求めて市会に嘆願書を提出するなどしている。さらに市衛生組合連合会も、来年度の予算編成に際して一荷3銭程度の値下げを求める陳情書を市長と市会議長に提

出し、また同盟会も再度、屎尿汲取料金の即時値下げ、屎尿回収後の最終処分の販売請負制の廃止と市直営化の陳情を市会や市長に行っており（『西毎』36・12・23）、市当局も値下げや処分方法の改定を検討せざるを得なくなった。市会から問題を一任された衛生委員会は、赤字を覚悟して15銭から13銭への値下げと最終処分の市直営化の検討を市会に提出した結果（『門新』37・3・9）、この時の市会では値下げのみが決定されている。

以上のように、処理の市営化は汲取業者からの反対運動に加えて金額やその方法をめぐる問題を抱えており、市民からも反対や改善の声が挙がっている。特にその活動の中心になったのは衛生組長であるが、その立場は市営化に反対するというよりも、市営事業化の問題点を批判するというものであった。こうした状況は門司市にあって「商品」である屎尿が業者によってほぼ独占され、住民の利益になっていなかったことにその理由の一端があったのではないだろうか。

2 八幡市の場合

八幡市の場合に、1918（大正7）年頃から汲取が滞ったり、地区によっては以前とは反対に町家側が汲取料を支払う場合が生じ始めていた。例えば、西本町のある呉服店では、かつて1年間に20～30円の汲取代を受け取っていたのに対して、逆に同額を支払って汲取を依頼する事態になったようで、市全体でも処理に困った人々が無断で下水に流したり、空地に埋めるといった状況であった（『福日』19・2・26）。

八幡市では周辺農村からの汲取が処理の大きな割合を占めていたが、ここで遠賀郡芦屋村の安高団兵衛氏が残された詳細な記録（第2表）から、汲取労働や民家との契約の内容についてみておくことにしよう⁽³²⁾。安高家では、野菜の商品化が進むに連れてさらなる肥料の確保が必要となり、1920（大正9）年3月から八幡市で下肥の汲取を始めている。1921年の場合に、汲取に出かけた回数は年合計83回、最少は4回（2月）、最多は13回（10月）で、一軒当たりでは月2回ほど汲取をしている。そのほとんどが牛車を利用し、時に馬車やリヤカー

第2表 八幡市への汲除状況(遠賀郡芦屋町 安高団兵衛による)

	回数	人糞	人尿(貫)	費用(円)	副収入(円)
1920	53	3415.0	3377.0	6.94	3.5
21	83	4791.0	5238.0	3.60	15.33
22	80	4026.5	5472.5	3.52	33.14
23	57	2743.0	3753.0	2.515	33.16
24	58	2493.5	3446.5	1.387	40.9
25	57	2157.0	3363.0	11.505	30.55
26	70	2804.0	4271.0	5.44	27.01
27	66	3170.0	4615.0	2.907	28.11
28	72	4710.5	5258.5	1.344	37.61
29	68	4084.0	5412.0	6.490	41.3
30	72	4178.0	4657.0	0.317	46.97
31	61	3600.0	4881.0	2.794	46.57
32	64	9186.0 (合計のみ)		1.095	43.97

注：人の屎尿以外に年によっては厩肥と鶏糞などが集められている。費用は主に渡船代やローソク代など。副収入は汲取代と歳末時の汲除礼(手拭など)。

出典：安高団兵衛「大正9年以降八幡下肥及雑肥料採取統計表」

『安高文書(福岡県地域研究所寄託史料)C87-14-4』

も利用しているがその回数は少なく、1回の汲取量は12~14樽であった。また一人か複数(兄弟)で汲取を行っており、労働者は雇用していなかったようである。汲取に要した労働時間(1936年の場合)は、1日8時間から14時間余で、平均すると10時間を越えている。主な費用は渡船代とローソク代であった。八幡市との距離は約20キロメートルで、朝は冬で4時頃、夏で2~3時頃に家を出発し、夕方に帰宅するという重労働であった。次に契約内容についてみると、1931年の場合に製鉄所南門に近い通町や曙町の13軒と汲取契約を結んでおり、その他に臨時汲取を行う場合もあった。料金の受け取り方法は、月極の場合と年2回(上半期・下半期)の場合とがあり、その他に歳末に貰うお礼の品物(手拭や湯呑など)を含めると、年間合計で46円余の収入を得ている。月極の場合に、料金は汲取量との関係で最低20銭から最高60銭となっているが、料金と汲取量との関係は必ずしも対応していない。1936年の場合に、17軒と契約し月に20銭から1円の料金を受け取っているが、年間の料金を汲取樽数で除すると、4.7から11.7までばらつきがみられる。

さて、1919(大正8)年4月21日、市の協議会において村田源次郎らの屎尿

調査委員が選出され、委員は調査と同時に、遠賀郡など周辺農村の農会と汲取をめぐる交渉を開始している。その結果、明治専門学校講師の示唆も受けて、市議員などの有力者が中心となって「九州化学肥料株式会社」を設立することになった⁽³³⁾。12月の市会では、肥料会社が成立した場合の市と肥料会社の契約事項が審議されている。入江八郎や池田七三（いずれも民政党）らは会社の利益が過度に保護されているとして修正案を提出し、激しい議論の末にようやく原案通り可決された。会社設立の当事者であった議員が議事を審議し、宇野助役も会社側を擁護する発言に終始したため、様々な密約の噂も立っており、市民からも設立反対の声が挙がっていたようである（『九日』20・1・14）。肥料会社は当初、工場敷地を遠賀郡折尾町付近に求めたが、地元からの反対運動にあつて挫折し、結局彦島に借地することとなった。しかし肥料価格の下落など経済的理由から事業を開始できない状態が続き、市に5万円の補助金を求めたが、結局市会で認められなかったために、会社は解散を余儀なくされた。

この時期の市当局の立場は、その他の社会事業と同様に屎尿処理の市営事業化には一貫して消極的であったといえる。1921（大正10）年3月の市会において入江議員が、会社計画の実質的な頓挫への市の対応を質したのに対して、渋田実庶務課長は、屎尿処理はまだ市の問題になっておらず、処理を個人の義務に任せたいと答弁したことから、無責任であるとの激しい批判も出ている（『九日』21・3・24）。翌年も「糞尿攻め」という状態が報じられており、猿野猪之吉助役は市内の既存の汲取会社に交渉する意向を示したが、農家からの汲取が順調に行われている場合に、市民が会社に前金を支払わないことがあり、市民の「徳義」にも問題があるとの考えを示している（『福日』22・9・16）。また1923（大正12）年2月の市会において、大塚与三郎（政友会）が屎尿処分関係の予算が計上されていない理由を質したのに対して、永井環市長は「農家との間に円滑な方法を講ずるが最も得策で、専ら農村と汲取方に就き交渉し、円滑解決を図ったが、その結果は頗る良好に向かいつつあり。会社組織の如きも従来各地に出現したが、常に営利を目的とし利益の獲得に汲々たる割合にその実効不完全であった。本市の現状は農村との間は頗る円滑に運び汲取も大いに緩和されつつ

第3表 八幡市における尿尿処理の状況 (1930)

	汲取戸数 (戸)	1日搬出量 (石)
汲取業者 (6名)	7,151 (21.0%)	200
農家の汲取	16,560 (48.6%)	466
遠賀郡	9,382	264
企救郡	4,264	120
市内	2,914	82
自家用肥料	3,298 (12.2%)	92
合 計	27,009 (79.3%)	758
市内戸数	34,049	

注：搬出量は概数

出典：『八幡市公報』7 (1931)

あり。今後停滞するが如き場合は又臨機の処置に出る考えである」(『九日』23・2・23)と発言している。

市当局が市営事業を実施するための基本調査に着手したのは、ようやく1930(昭和5)年4月のことであった。ここで八幡市における汲取の状況について確認しておく、この時点で農家による汲取が全体のほぼ半分を占めており、特に隣接する遠賀郡に依拠している市民の多いことがわかる(第3表)。また汲取業者のうち、1917年に営業を開始した業者が最も古く、一業者を除いて大正年間の創立であり、その汲取区域は、製鉄所本部があった第3区や尾倉尋常小学校を囲む第8、9、10区となっていた。

調査の結果、市営による処分が必要な戸数は、中心部と山手方面の2,550戸で1日の排泄量は72石と計算されている。市では尿尿を溜めるタンクを市外上津役村に建造し、その尿尿を遠賀郡や鞍手郡に販売する方法を採用した。関係する農会や町村に互助組合を組織して、タンクから汲取る農家と各戸から直接汲取る農家に地域的に区別するなど、農家間の調整を図り、汲取が円滑に進むように計画しており、尿尿に対する農村側の権利を抑制することも意図されていた。こうして学校や保育所のほか、市の中心部や山手方面など汲取の停滞しがちな地区において、市営による汲取事業が部分的に開始されることになったのである。

3 小結

門司市と八幡市では、1920年代から市の有力者たちによって屎尿処理会社の設立が計画されたが、行政の支援を受けられなかったこともあり、その事業は直ちに行き詰まることになった。「労働者の都市」でありながら、インフラ整備や社会施設の充実が遅々として進まないなかで、屎尿の市営処理化は実施されたものの部分的にすぎず、既存の営業者や農民と妥協することで維持されたものであったといえるだろう。

おわりに

1910年代以降の都市化と重工業化、さらには「大衆社会」の出現によって都市-農村関係も大きな転換を迎えることになった。都市への野菜供給地として近郊農村の役割が重視される一方で、宅地化の進展は農地の後退を生じさせており、土地利用や人口構成の面から進展していた「混合化」が、新たな現象として注目されることになったのである⁽³⁴⁾。

こうした社会-空間の諸関係の転換が、屎尿をめぐる力関係にも大きな影響を及ぼした。つまり基本的には個人間の契約・信頼関係であった屎尿汲取が、「都市」と「農村」との対立という様相を呈することになった理由のひとつは、農村側が農業にとどまらず日常生活全体に及ぶ社会変動に直面して、自分たちの権利意識を高め、利害を共有する集団として問題に対処するために、屎尿処理問題を積極的に利用した点にあったと考えられるのである。

一方都市内部で問題の解決に当たったのは、利害の当事者でもあった衛生組合長や町総代など町を代表する名誉職の人々であった。しかし彼らの多くはこの問題を社会の根本的な変化の表出として捉えることは少なく、問題の部分的な解決に終始したといえる。また地域有力者による処理会社の設立の動きは、既存の業者との競争、資金不足、さらに他の地域では「商品」である屎尿を、代金を払って汲取ってもらう市民の厳しい視線に晒されて、失敗に終わることが多かった。市当局もこの問題の抜本的な解決にはなかなか着手できず、農民、既存の汲取業者、地域有力者、住民の間に立って調整役を果たすこともできな

かった。その結果、1930年代に入って始まった市営化も既存の關係に依拠した部分的な段階に止まるものであったといえる。

〔付 記〕 福岡県地域史研究所に寄託されている安高文書について、閲覽を許可して下さった安高澄夫氏と閲覽に際してご高配を賜った福岡県地域史研究所に感謝申し上げます。

註

- (1) 渡辺善次郎『都市と農村の間 都市近郊農業史論』論叢社、1983年、112-117頁。
- (2) 岩淵玲治「近世都市のトイレと屎尿処理の限界」『歴史と地理』484号、1995年、46-59頁。
- (3) 江戸に関しては、熊澤 徹「江戸の下肥値下げ運動と領々惣代」『史学雑誌』94編、1985年、482-511頁など。また大坂に関しては、小林 茂『日本屎尿問題源流考』明石書店、1983年、荒武賢一朗「摂河在方下屎仲間についての一考察」『大阪の歴史』54号、1999年、81-105頁、同「近世後期大阪と周辺農村—摂河小便仲間の分析から—」『ヒストリア』173号、2001年、204-229頁、同「近世後期における下屎の流通と価格形成」『論集きんせい』24号、2002年、1-21頁など。
- (4) 荒武賢一朗「明治維新时期大坂における下屎取引—制度的変遷と実態—」『大阪の歴史』61号、2003年、33-58頁など。
- (5) 安藤優一郎「東京市区改正以前の屎尿処理対策—牛込区街頭便所掃除人中村亀太郎の動向を中心に—」『ライブラリー—相関社会科学 6号環境と歴史』、1999年、197-218頁。
- (6) 新修名古屋市史編集委員会編『新修名古屋市史』第6巻、2000年、132-136頁。
- (7) 渡辺善次郎『近代日本都市近郊農業史』論叢社、1991年、327-349頁、小口千明「下肥への対応からみた価値転換の具体像—大正・昭和前期の東京西北部を事例として—」『歴史地理学』第158号、1992年、44頁など。
- (8) 岡山市を事例とした田中愼一「いわゆる糞尿問題の顛末(1)—近代日本肥料問題の一断面—」『経済学研究(北海道大学)』第34巻(4)、1985年、54-69頁、同「いわゆる糞尿問題の顛末(2)—近代日本肥料問題の一断面—」『経済学研究(北海道大学)』第37巻(4)、1988年、29-47頁、同「いわゆる糞尿問題の顛末(3・完)—近代日本肥料問題の一断面—」『経済学研究(北海道大学)』第39巻(4)、1990年、23-64頁、同「明治肥料経済史の一齣」『経済学研究(北海道大学)』第43巻(4)、1994年、47-72頁、同「明治肥料経済史の一断面」『経済学研究(北海道大学)』第44巻(4)、1995年、44-64頁。横浜市を取り上げた吉良芳恵「屎尿処理をめぐる都市と農村—1921年の横浜市街地と近郊地域」『横浜近代史

研究会・横浜開港資料館編『横浜近郊の近代史 橋樹郡にみる都市化・工業化』日本経済評論社、2002年、103-130頁などが参考になる。

- (9) 松下孝昭「大阪市屎尿市営化問題の展開—都市衛生事業と市政・地域—」『ヒストリア』119号、1988年、52-76頁、尾崎耕司「昭和恐慌期の地域団体について—衛生組合と屎尿汲取料問題」『神戸の歴史』19号、1988年、21-44頁、新修神戸市史編集委員会編『新修神戸市史 歴史編IV 近代・現代』1994年、541-549頁など。また小説として火野葦平「糞尿譚」『文学会議』4号、1937年（『日本の文学 尾崎士郎・火野葦平』中央公論社、1968年）がある。
- (10) 近年の地理学研究の視点については、Swyngedouw, E.: *The City As a Hybrid: On Nature, Society and Cyborg Urbanization. Capitalism, Nature, Socialism* 7-2, 1996, pp.65-80. Swyngedouw, E.: *Power, nature, and the city. The conquest of water and the political ecology of urbanization in Guayaquil, Ecuador: 1880-1990. Environment and Planning A*, 29, 1997, pp.311-332などを参照。
- (11) 青木信好『地域の概念』大明堂、1985年。
- (12) 宮出秀雄『都市近郊農業論』実業之日本社、1950年。東京については、小田内通敏『帝都と近郊』1918年（復刻版、有峰社、1974年）、青鹿四郎『農業経済地理』叢文閣、1936年（復刻版『昭和前期農政経済名著集18』農山漁村文化協会、1980年）、小川武「東京における屎尿処理について」『社会地理』19号、1949年など。京都については、橋本元「京都市に於ける屎尿の処理と近郊農業」『京大農業経済論集』第1輯、1935年、101-244頁など。
- (13) 青木信好「都市の影響にみられる空間論理の視点—弁証法に関する問題から—」水津一郎先生退官記念事業会編『人文地理学の視圏』大明堂、1986年、729-738頁。
- (14) 本稿は、遠城明雄「都市社会の変容と都市問題」『福岡県史 通史編近代 産業経済編(二)』西日本文化協会、2000年、1570-1575頁と重なる部分がある。なお新聞の表記に関しては、『福岡日日新聞』は『福日』、『九州日報』は『九日』、『門司新報』は『門新』、『大阪毎日新聞西部毎日』は『西毎』、『大阪朝日新聞九州版』は『九朝』と略する。また年号は例えば1914年7月13日は、19を省略し14・7・13と記す。
- (15) 現在のところこの値下げ運動に関しては他の史料から確認できておらず、不明な点が多い。
- (16) 久留米市史編さん委員会編『久留米市史』第3巻、1985年、553-558頁。
- (17) 『福日』14・7・13と『九日』7・16付の記事では荒木村を含めた22町村であったが、『福日』7・14と『九日』7・21以降の記事では荒木村を除いた21町村となっている。しかし8月末以後の記事では再び22町村と報道されており、荒木村が含まれている可能性がある。現在のところ、この変更が記事の誤りなのか、あるいは荒木村の動向を示すものなのかは不明であるが、最終的には22町村が値下げ運動に参加したと判断する。

- (18) 三潞郡耕地整理共同会編『三潞郡耕地整理共同会誌』1929年。
- (19) 小俣 愨編『三井郡人名辞書』1913年、石田恒一編『三井郡勢史』三井郡勢史社、1938年、久留米碑誌刊行会『久留米碑誌』1973年。
- (20) 久留米市役所編『久留米市誌』中編、1932年。
- (21) 『九日』では、この値下げ運動が農民内部から発生したものではなく、別の政治目的のためにこの同盟を利用しようという意図を隠し持っていた古賀大によって煽動されたものに過ぎないという見解が報じられているが、この報道の真偽および古賀の政治目的の内容などについては不明である（『九日』14・8・2）。
- (22) 福岡県立粕屋農業高等学校創立60周年記念誌編集委員会編『粕屋郡農業史』福岡県立粕屋農業高等学校、1973年。
- (23) 高崎正戸に関しては、森谷宏幸「高崎正戸論ノート」「部落解放史ふくおか」第28号、1938年、87-133頁を参照。
- (24) この運動の関連記事が『福日』に比べて『九日』に多いのは、高崎によるマスコミ利用の差異に原因があるかもしれず、報道それ自体が組合の宣伝になっている可能性もある。
- (25) 西日本文化協会編『福岡県史 近代史料編 農民運動(1)』1986年、1頁。
- (26) 前掲(25) 5-6頁。
- (27) 前掲(25) 7-8頁。
- (28) 福岡県農会『都市並ニ礦工業発達ノ農村ニ及ボス影響ニ関スル調査』1922年、福岡県。
- (29) 組合に積極的に参加していた人物のひとりに藤金作（のちに衆議院議員）がいた。
- (30) 堂屋敷竹次郎著『北九州の人物』巻上、1930年、金栄堂。
- (31) 磯部は門司西部貸家業組合長であり、借家から排泄される屎尿処理費用の軽減と利益の獲得を考えて、この問題に積極的であったのかもしれない。
- (32) 安高文書を利用した都市近郊農村の形成と農家経営の分析に関しては、武藤軍一郎「明治期以降、都市近郊農村における野菜作の展開過程—福岡県遠賀軍芦屋町粟屋、安高文書を中心に—」「福岡県地域史研究」第19号、2001年、21-48頁を参照。
- (33) 同一の問題を抱えていた洞海湾沿岸の八幡市、若松市、戸畑町の行政当局者および有力者の会合では、行政の補助を受けながらアンモニア製造会社を組織化しようという議論もあり（『九朝』20・6・13）、この問題が個別の市を越えた広域での都市問題に発展しつつあったことがうかがわれる。なお戸畑市では、戸畑市肥料会社が市と契約を結び、一荷20銭の汲取料を徴収して屎尿を小倉方面に搬出していた。これに対して市内の農家から蔬菜栽培発展のために屎尿を積極的に利用すべしという声が挙がり、農民が新たに戸畑人肥組合を組織し、一人宛6銭という料金で汲取を実施している（『福日』26・5・15）。
- (34) 小田内通敏「郊外地研究の学的根拠」「都市問題」第11巻(2)、1930年、9-17頁。